吸収合併に関する事前備置書類
（吸収合併存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく事前備置書類）
（吸収合併消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく事前備置書類）

2026 年 11 月 20 日

東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号
株式会社ニーズウェル
代表取締役社長　松岡　元

東京都千代田区永田町二丁目 17 番 3 号
株式会社コムソフト
代表取締役社長　後藤　伸応

株式会社ニーズウェル（以下「吸収合併存続会社」といいます。）及び株式会社コムソフト（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、吸収合併存続会社は取締役会により委任された執行役の決定を経て、また吸収合併消滅会社は取締役会の決議を経て、両者間で 2026 年 11 月 11 日付合併契約を締結し、2027 年 1 月 1 日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。よって、ここに本合併に関する事前開示をいたします。

なお、本合併は完全親子会社間の無対価合併であり、吸収合併存続会社においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第 784 条第 1 項に定める略式合併となります。

1. 合併契約の内容
別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項
本合併においては、吸収合併消滅会社の株主に対して吸収合併存続会社の株式その他の資産の割当を行わず、また、本合併により吸収合併存続会社の資本金及び準備金は増加しませんが、いずれについても、吸収合併存続会社は吸収合併消滅会社の発行済株式全部を所有していることから相当であると判断しております。

3. 新株予約権の対価の定めの相当性に関する事項
該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項
＜吸収合併存続会社＞
(1) 最終事業年度に係る計算書類等
吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙 2 のとおりです。

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

＜吸収合併消滅会社＞

(4) 最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙３のとおりです。

(5) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(6) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項

吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の財産及び損益の状況並びに本合併に伴う会計処理を踏まえると、いずれの会社についても、本合併の効力発生日までに資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておらず、本合併後における吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュフローの状況等に鑑み、吸収合併存続会社の負担する債務については、本合併の効力発生日以後も履行の見込みがあると判断します。

6. 備置き開始後の変更に関する事項

事前開示開始日後に上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以上

別紙１　合併契約書

合　併　契　約　書

株式会社ニーズウェル（以下、「甲」という。）と株式会社コムソフト（以下、「乙」という。）とは、次のとおり合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第１条（吸収合併）

1. 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。
2. 甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。
   ①　甲（吸収合併存続会社）
   商号：株式会社ニーズウェル
   住所：東京都千代田区紀尾井町４番１号
   ②　乙（吸収合併消滅会社）
   商号：株式会社コムソフト
   住所：東京都千代田区永田町２丁目17番３号

第２条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、2027年（令和９年）１月１日とする。ただし、必要に応じ、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第３条（本合併に際して交付する金銭等及びその割当て）

1. 甲は、乙の全株式を所有しており、本合併に際し、乙の株主に対し、その有する株式に代わる金銭等の交付を行わない。
2. 甲は、本合併では、資本金及び準備金の額を変更しない。

第４条（簡易合併・略式合併）

1. 甲は、会社法第796条第２項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を得ずに本合併を行う。
2. 乙は、会社法第784条第１項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を得ずに本合併を行う。
3. 甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ合併に必要な事項に関する手続を行うことを要する。

第５条（権利義務の承継）

甲は、効力発生日において、乙の資産、負債及び権利義務の一切を乙から承継する。

第 6 条（従業員の承継）
　甲は、効力発生日において、乙の全ての従業員を承継する。従業員の取扱いの詳細については、甲及び乙が協議の上、これを定める。

第 7 条（善管注意義務）
　甲及び乙は、本契約の締結日から効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議の上でこれを行う。

第 8 条（本契約の変更及び解除）
　本契約の締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲及び乙が協議の上で本合併の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 9 条（協議解決）
　本契約に定めるもののほか、合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議のうえ、これを定める。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各 1 通を保有する。
但し、甲乙協議の上で、本契約を電磁的方法による締結とすることに合意した場合、甲及び乙は、本契約締結の証として、本書の電磁的記録を作成し、電子署名又はこれに代わる電磁的処理を施し、当該電磁的記録を双方保有する。なお、この場合、本契約における原本は電子署名がなされた電磁的記録とし、当該電磁的記録を印刷した文書はその写しとする。

2026 年 11 月 11 日

甲　東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号
株式会社ニーズウェル
代表取締役社長　松岡 元

乙　東京都千代田区永田町 2 丁目 17 番 3 号
株式会社コムソフト

代表取締役社長　後藤　伸応

別紙２　吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

第39期

連 結 計 算 書 類

自　2024年10月 1日
至　2025年 9月30日

株式会社ニーズウェル

連　結　貸　借　対　照　表

（2025年 9月30日現在）

（単位：千円）

科　目	金　額	科　目	金　額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**5,084,111**	**流動負債**	**1,591,329**
現金及び預金	2,760,544	買掛金	396,524
受取手形、売掛金及び契約資産	2,253,475	1年内返済予定の長期借入金	6,726
商品	1,568	未払金	330,728
前払費用	62,476	未払費用	10,784
その他	6,283	未払法人税等	352,163
貸倒引当金	△ 236	未払消費税等	117,490
固定資産	**1,429,249**	契約負債	11,885
有形固定資産	**67,101**	預り金	48,896
建物	41,367	賞与引当金	304,320
器具及び備品	15,387	役員賞与引当金	11,810
土地	10,347	**固定負債**	**148,977**
無形固定資産	**634,363**	長期借入金	23,578
ソフトウエア	39,833	退職給付に係る負債	16,109
ソフトウエア仮勘定	16,234	繰延税金負債	109,289
のれん	261,919	**負債合計**	**1,740,306**
顧客関連資産	315,957	**純資産の部**	
その他	418	**株主資本**	**4,664,185**
投資その他の資産	**727,784**	**資本金**	**908,446**
投資有価証券	304,554	**資本剰余金**	**796,409**
長期前払費用	42,362	**利益剰余金**	**3,758,173**
繰延税金資産	162,948	**自己株式**	**△ 798,845**
敷金及び保証金	137,698	**その他の包括利益累計額**	**98,790**
保険積立金	76,547	その他有価証券評価差額金	98,790
その他	3,673	**非支配株主持分**	**10,079**
		純資産合計	**4,773,055**
資産合計	**6,513,361**	**負債純資産合計**	**6,513,361**

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連　結　損　益　計　算　書

（2024年10月1日から2025年9月30日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売上高		
情報サービス売上高	9,483,612	
商品等売上高	549,290	**10,032,902**
売上原価		
情報サービス売上原価	7,329,593	
商品等売上原価	424,665	**7,754,258**
売上総利益		**2,278,644**
販売費及び一般管理費		**1,122,789**
営業利益		**1,155,855**
営業外収益		
受取利息	3,203	
受取配当金	13,181	
助成金収入	10,000	
雑収入	556	**26,942**
営業外費用		
支払利息	408	
株式報酬費用消滅損	11,915	
雑損失	816	**13,140**
経常利益		**1,169,657**
特別利益		
投資有価証券売却益	157,350	**157,350**
税金等調整前当期純利益		**1,327,008**
法人税、住民税及び事業税	511,659	
法人税等調整額	△ 72,497	439,161
当期純利益		**887,846**
非支配株主に帰属する当期純利益		**732**
親会社株主に帰属する当期純利益		**887,114**

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書(自　2024年10月1日　至　2025年9月30日)

当連結会計年度

(単位:千円)

		株主資本				
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高		908,446	794,386	3,212,165	△ 803,404	4,111,594
当期変動額						
	剰余金の配当			△ 341,106		△ 341,106
	親会社株主に帰属する当期純利益			887,114		887,114
	自己株式の取得				△ 16	△ 16
	自己株式の処分		2,023		4,575	6,599
	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計		―	2,023	546,007	4,559	552,590
当期末残高		908,446	796,409	3,758,173	△ 798,845	4,664,185

		その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
		その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高		108,362	108,362	10,480	4,230,436
当期変動額					
	剰余金の配当				△ 341,106
	親会社株主に帰属する当期純利益				887,114
	自己株式の取得				△ 16
	自己株式の処分				6,599
	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 9,571	△ 9,571	△ 401	△ 9,972
当期変動額合計		△ 9,571	△ 9,571	△ 401	542,618
当期末残高		98,790	98,790	10,079	4,773,055

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

⑴　連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数　　３社

・主要な連結子会社の名称　　株式会社コムソフト
株式会社ビー・オー・スタジオ
零壱製作株式会社

⑵　持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

⑶　連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

⑷　会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

ⅰ有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ⅱ棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

原材料

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

ⅰ有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物(附属設備を含む)	15年
器具及び備品	３年～10年

ⅱ無形固定資産

定額法によっております。

なお、市場販売目的のソフトウエアについては、見込販売数量又は見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（３年）に基づく均等配分額のいずれか大きい額を償却しております。また、自社利用目的のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しております。顧客関連資産については、効果の及ぶ期間（７年から13年）に基づく定額法により償却しております。

③ 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

④ 引当金の計上基準

ⅰ貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ⅱ賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、翌連結会計年度支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

ⅲ役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、翌連結会計年度支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

⑤　収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

ⅰ受注制作ソフトウエア開発契約

受注制作ソフトウエア開発契約については、ソフトウエア開発の進捗により履行義務が充足されていくものと判断しており、サービスに対する支配が顧客に一定期間にわたり移転する場合には、サービスを顧客に移転する履行義務の充足につれて一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度は、その進捗を合理的に見積ることができる場合、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、ごく短期な請負開発については完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

ⅱ受注制作ソフトウエア開発契約以外の役務提供契約

受注制作ソフトウエア開発契約以外の役務提供契約については、履行が完了した部分の対価を顧客から受取る権利を有している場合には、請求する権利を有している金額で収益を認識しております。

ⅲ商品機器等の販売

商品機器等の販売については、顧客への引渡後、顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断しており、一時点で充足される履行義務として、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は、履行義務を充足してから１年以内に受領しているため、重大な金融要素は含んでおりません。

⑥　退職給付に係る会計処理の方法

ⅰ確定拠出年金制度の採用

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。確定拠出年金制度の退職給付に係る費用は、拠出時に費用として認識しております。

ⅱ小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑦　のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却に関しては、その効果が発現する期間を個別に見積り、４年から９年で均等償却を行っております。

２．会計上の見積りに関する注記

１．株式会社ビー・オー・スタジオ株式の取得により生じたのれん及び顧客関連資産の評価

⑴　当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	252,659千円
顧客関連資産	315,957千円

⑵　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

企業結合により取得したのれんは、取得当初の事業計画に基づいた超過収益力として認識されており、また当該顧客関連資産については、既存顧客との継続的な取引関係により生み出される将来キャッシュ・フローの現在価値として算出しております。

当社グループは、被取得企業単位でのれん及び顧客関連資産を含む資産をグルーピングしたうえで、取得当初の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローや売上成長率等の仮定に基づいて、のれん及び顧客関連資産の回収可能性を判断しております。

のれん及び顧客関連資産の減損の兆候を把握するに当たっては、取得当初の事業計画と実績との比較や既存顧客との取引の継続の程度、経営環境の変化をモニタリングすることによって、取得時に見込んだ超過収益力の減少の有無を確認しております。

当連結会計年度において減損の兆候はありませんが、市場環境等の変化により主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度において減損損失が発生する可能性があります。

２．受注制作ソフトウエア開発の原価総額の見積り

⑴　当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高　　285,319千円

（注）上記の金額は、受注制作ソフトウエア開発のうち、インプット法により収益認識するもので、当連結会計年度末時点で完全に履行が完了していない案件を対象に記載しております。

⑵　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等⑷会計方針に関する事項　⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、受注制作ソフトウエア開発については、ソフトウエア開発の進捗により履行義務が充足されていくものと判断しており、サービスに対する支配が顧客に一定期間にわたり移転する場合には、サービスを顧客に移転する履行義務の充足につれて一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度を見積りは、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。受注制作ソフトウエア開発は、顧客が要求するソフトウエアの仕様や契約規模等により、開発内容に個別性があります。また、開発着手後に新たに判明した事実や状況の変化により、作業内容の変更や工数の見直しが必要となる場合があります。

開発契約の見積原価総額は、受注前に各開発案件の個別性を勘案のうえ、案件責任者が工数積算資料に基づき策定し、管轄部署の責任者が承認しております。また、開発着手後に新たに判明した事実や状況の変化があり、工数の見直しが必要となった場合には、これに応じて、案件責任者は工数積算資料の見直しを行い、管轄部署の責任者が承認しております。

このように、原価総額の見積りは、開発内容の個別性や事実及び状況の変化により不確実性を伴います。原価総額の見積りは、作業内容や工数等を開発内容に応じた一定の仮定を用いて見積ることで行われますが、作業内容の変更や工数の見直し等により見積原価総額が変動した場合には翌連結会計年度の損益に影響を与える可能性があります。

3．連結貸借対照表に関する注記

⑴　有形固定資産の減価償却累計額　59,061千円

⑵　受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ次のとおりであります。

売掛金	1,939,624千円
契約資産	313,851千円

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	40,699,200株

⑵　当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	2,825,098株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年12月23日定時株主総会	普通株式	341,106	9.0	2024年9月30日	2024年12月24日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年12月23日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	454,489	12.0	2025年9月30日	2025年12月24日

5．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については一時的な余剰資金を安全性の高い金融資産で運用し、また、経常的な資金調達については銀行借入による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

敷金及び保証金は、主に建物の賃貸借契約に基づくものであり、預託先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、預託先の信用状況を把握するとともに、預託先に対する残高管理を行う体制としております。

営業債務である買掛金及び未払金は、全て1年以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、全て固定金利であります。

なお、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは月次で年度資金計画を見直すなどの方法により管理しております。

③　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
① 投資有価証券※2			
その他有価証券	242,554	242,554	－
② 敷金及び保証金※3	103,763	86,958	△ 16,804
資産計	346,317	329,513	△ 16,804
① 長期借入金（1年内返済予定を含む）	30,304	28,637	△ 1,666
負債計	30,304	28,637	△ 1,666

(※1)「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「買掛金」及び「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2)市場価格がない株式等は、「①投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	62,000
合計	62,000

(※3)連結貸借対照表における敷金及び保証金の金額と金融商品の時価等に関する事項における「連結貸借対照表計上額」との差額は、当連結会計年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（約定償却費及び賃借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高33,935千円であります。

⑶　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する市場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①　時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

当連結会計年度（2025年９月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	242,554	－	－	242,554
資産計	242,554	－	－	242,554

②　時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

当連結会計年度（2025年９月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金及び保証金	－	86,958	－	86,958
資産計	－	86,958	－	86,958
長期借入金（1年内返済予定を含む）	－	28,637	－	28,637
負債計	－	28,637	－	28,637

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

敷金及び保証金

回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを、賃借している建物の残存耐用年数に相当する期間の国債の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金（１年内返済予定を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

６．収益認識に関する注記

⑴ 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

売上高は全て顧客との契約から生じたものであり、売上収益分解は次のとおりであります。

当連結会計年度（自　2024年10月１日　至　2025年９月30日）

（単位：千円）

	サービスライン			合計
	業務系システム開発	IT基盤	ソリューション	
外部顧客への売上高	6,549,813	1,435,873	2,047,215	10,032,902

⑵ 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等⑷会計方針に関する事項　⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

⑶　当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

①　契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	1,527,136
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,939,624
契約資産(期首残高)	362,327
契約資産(期末残高)	313,851
契約負債(期首残高)	6,598
契約負債(期末残高)	11,885

契約資産は、主に未請求の受注制作ソフトウエア開発に係る対価に対するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えております。

契約負債は、契約に基づく役務の提供に先立って顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

②　残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初予想される契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

７．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たりの純資産額　125円76銭

⑵　１株当たりの当期純利益　23円42銭

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

第39期

計　算　書　類

自　2024年10月 1日
至　2025年 9月30日

株式会社ニーズウェル

貸　借　対　照　表

（2025年9月30日現在）

（単位：千円）

科　目	金　額	科　目	金　額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**4,567,287**	**流動負債**	**1,441,108**
現金及び預金	2,391,097	買掛金	375,987
売掛金及び契約資産	2,119,286	未払金	311,880
商品	1,163	未払法人税等	309,827
前払費用	52,535	未払消費税等	99,876
その他	3,416	契約負債	11,885
貸倒引当金	△ 211	預り金	45,090
固定資産	**1,659,865**	賞与引当金	280,160
有形固定資産	**47,814**	役員賞与引当金	6,400
建物	37,216	**負債合計**	**1,441,108**
器具及び備品	10,597	**純資産の部**	
無形固定資産	**49,007**	**株主資本**	**4,687,254**
ソフトウエア	32,389	**資本金**	**908,446**
ソフトウエア仮勘定	16,420	**資本剰余金**	**796,409**
その他	197	資本準備金	764,846
投資その他の資産	**1,563,043**	その他資本剰余金	31,563
投資有価証券	304,554	**利益剰余金**	**3,781,242**
関係会社株式	864,375	利益準備金	783
長期前払費用	42,309	その他利益剰余金	3,780,459
繰延税金資産	143,442	繰越利益剰余金	3,780,459
敷金及び保証金	128,151	**自己株式**	**△ 798,845**
保険積立金	76,546	**評価・換算差額等**	**98,790**
その他	3,663	その他有価証券評価差額金	98,790
		純資産合計	**4,786,044**
資産合計	**6,227,153**	**負債純資産合計**	**6,227,153**

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2024年10月1日から2025年9月30日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		
情報サービス売上高	8,834,463	
商品等売上高	497,456	**9,331,920**
売上原価		
情報サービス売上原価	6,962,858	
商品等売上原価	422,764	**7,385,622**
売上総利益		**1,946,297**
販売費及び一般管理費		**893,724**
営業利益		**1,052,573**
営業外収益		
受取利息	2,802	
受取配当金	56,453	
助成金収入	10,000	
雑収入	5,429	**74,685**
営業外費用		
株式報酬費用消滅損	11,915	
雑損失	7	**11,922**
経常利益		**1,115,336**
特別利益		
投資有価証券売却益	157,350	**157,350**
税引前当期純利益		**1,272,687**
法人税、住民税及び事業税	443,396	
法人税等調整額	△ 58,172	385,223
当期純利益		**887,463**

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 （2024年10月1日から2025年9月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	908,446	764,846	29,540	794,386	783	3,234,102	3,234,885	△ 803,404	4,134,314
当期変動額									
剰余金の配当						△ 341,106	△ 341,106		△ 341,106
当期純利益						887,463	887,463		887,463
自己株式の取得								△ 16	△ 16
自己株式の処分			2,023	2,023				4,575	6,599
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	―	―	2,023	2,023	―	546,357	546,357	4,559	552,940
当期末残高	908,446	764,846	31,563	796,409	783	3,780,459	3,781,242	△ 798,845	4,687,254

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	108,362	108,362	4,242,676
当期変動額			
剰余金の配当			△ 341,106
当期純利益			887,463
自己株式の取得			△ 16
自己株式の処分			6,599
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 9,571	△ 9,571	△ 9,571
当期変動額合計	△ 9,571	△ 9,571	543,368
当期末残高	98,790	98,790	4,786,044

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

ⅰ関係会社株式

移動平均法による原価法

ⅱその他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②　棚卸資産の評価基準及び評価方法

ⅰ商品及び製品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

ⅱ原材料

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

ⅲ貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物(附属設備を含む)	15年
器具及び備品	３年～10年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、市場販売目的のソフトウエアについては、見込販売数量又は見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（３年）に基づく均等配分額のいずれか大きい額を償却しております。また、自社利用目的のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しております。

⑶ 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

⑷ 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

⑸ 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 受注制作ソフトウエア開発契約

受注制作ソフトウエア開発契約については、ソフトウエア開発の進捗により履行義務が充足されていくものと判断しており、サービスに対する支配が顧客に一定期間にわたり移転する場合には、サービスを顧客に移転する履行義務の充足につれて一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度は、その進捗を合理的に見積ることができる場合、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、ごく短期な請負開発については完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② 受注制作ソフトウエア開発契約以外の役務提供契約

受注制作ソフトウエア開発契約以外の役務提供契約については、履行が完了した部分の対価を顧客から受取る権利を有している場合には、請求する権利を有している金額で収益を認識しております。

③ 商品機器等の販売

商品機器等の販売については、顧客への引渡後、顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断しており、一時点で充足される履行義務として、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しているため、重大な金融要素は含んでおりません。

⑹ その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

確定拠出年金制度

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。確定拠出年金制度の退職給付に係る費用は、拠出時に費用として認識しております。

2．会計上の見積りに関する注記

1．関係会社株式（株式会社ビー・オー・スタジオ）の評価

⑴ 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	789,250千円

⑵ 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、関係会社株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行うこととしております。

関係会社株式は、取得当初の事業計画に基づく超過収益力を加味して取得していることから、関係会社株式の評価の基礎となる実質価額の算定においても、これらを加味しております。

当事業年度末において、関係会社株式の実質価額は著しく低下している状況にはないと判断しておりますが、実質価額に含まれるのれんや顧客関連資産の評価は、連結計算書類に計上されているのれん及び顧客関連資産と同様、会計上の見積りに係る仮定に影響を受けることから、市場環境等の変化により主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式評価損が発生する可能性があります。

2．受注制作ソフトウエア開発の原価総額の見積り

⑴ 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高　　275,498 千円

（注）上記の金額は、受注制作ソフトウエア開発のうち、インプット法により収益認識するもので、当事業年度末時点で完全に履行が完了していない案件を対象に記載しております。

⑵ 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「１．重要な会計方針に係る事項に関する注記⑸ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、受注制作ソフトウエア開発については、ソフトウエア開発の進捗により履行義務が充足されていくものと判断しており、サービスに対する支配が顧客に一定期間にわたり移転する場合には、サービスを顧客に移転する履行義務の充足につれて一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度を見積りは、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。受注制作ソフトウエア開発は、顧客が要求するソフトウエアの仕様や契約規模等により、開発内容に個別性があります。また、開発着手後に新たに判明した事実や状況の変化により、作業内容の変更や工数の見直しが必要となる場合があります。

開発契約の見積原価総額は、受注前に各開発案件の個別性を勘案のうえ、案件責任者が工数積算資料に基づき策定し、管轄部署の責任者が承認しております。また、開発着手後に新たに判明した事実や状況の変化があり、工数の見直しが必要となった場合には、これに応じて、案件責任者は工数積算資料の見直しを行い、管轄部署の責任者が承認しております。

このように、原価総額の見積りは、開発内容の個別性や事実及び状況の変化により不確実性を伴います。原価総額の見積りは、作業内容や工数等を開発内容に応じた一定の仮定を用いて見積ることで行われますが、作業内容の変更や工数の見直し等により見積原価総額が変動した場合には翌事業年度の損益に影響を与える可能性があります。

3．貸借対照表に関する注記

⑴　有形固定資産の減価償却累計額　44,344千円

⑵　売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ次のとおりであります。

売掛金	1,816,238千円
契約資産	303,048千円

⑶　関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	1,434千円
短期金銭債務	29,471千円

⑷　保証債務

子会社が締結した定期建物転賃借契約（契約期間５年）に基づく賃料支払いに対する連帯保証

株式会社ビー・オー・スタジオ	65,994千円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	37,441千円
仕入高	251,211千円
営業取引以外の取引高（収入）	48,421千円
営業取引以外の取引高（支出）	2,136千円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	2,825,098株

6．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	99,491千円
役員賞与引当金	2,178千円
未払事業税	19,254千円
譲渡制限付株式報酬	10,996千円
株主優待関連費用	48,304千円
その他	6,817千円
繰延税金資産合計	187,042千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	43,600千円
繰延税金負債合計	43,600千円
繰延税金資産の純額	143,442千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債金額の修正

2025年３月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が成立し、2026年４月１日以後に開始する事業年度より、新たな付加税「防衛特別法人税」が課されることになりました。

これに伴い、2026年10月１日以後に開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この税率変更による影響は軽微であります。

7．リースにより使用する固定資産に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8．関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	株式会社ビー・オー・スタジオ	所有直接100%	役員の兼任 債務保証	定期建物転貸借契約の賃料相当額の保証（注）	65,994	－	－

（注）当社は賃料支払いに対し連帯保証を行っており、保証料は受領しておりません。

9．収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解する基礎となる情報について、「連結注記表　6．収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

10．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たりの純資産額	126円37銭
⑵　１株当たりの当期純利益	23円43銭

11．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025 年 11 月 14 日
株式会社ニーズウェル
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員　公認会計士　　石上卓哉　㊞
業務執行社員
指定有限責任社員　公認会計士　　上原啓輔　㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、株式会社ニーズウェルの 2024 年 10 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニーズウェル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025 年 11 月 14 日
株式会社ニーズウェル
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員　公認会計士　石上卓哉 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員　公認会計士　上原啓輔 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社ニーズウェルの 2024 年 10 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日までの第 39 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査報告書

当監査役会は、2024 年 10 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日までの第 39 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人　太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025 年 11 月 14 日

株式会社ニーズウェル　監査役会

常勤監査役　　加 藤 和 彦　　㊞

監　査　役（社外監査役）　　丹羽 厚太郎　　㊞

監　査　役（社外監査役）　　佐 藤　　茂　　㊞

別紙３　吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

貸 借 対 照 表

（2025 年(令和 7 年)9 月 30 日現在）

（単位：千円）

区　　分	金額	区　　分	金額
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	78,506	買掛金	36,571
売掛金	45,127	未払金	884
前払費用	27	未払費用	10,076
仮払金	348	未払法人税等	5,650
流動資産合計	124,010	未払消費税等	7,400
固定資産		預り金	1,199
無形固定資産		賞与引当金	13,713
電話加入権	220	役員賞与引当金	1,710
無形固定資産合計	220	流動負債合計	77,206
投資その他の資産			
長期前払費用	52	固定負債	
繰延税金資産	11,966	退職給付引当金	16,109
投資その他の資産合計	12,019	固定負債合計	16,109
固定資産合計	12,239	負債合計	93,315
		純資産の部	
		株主資本	
		資本金	20,000
		利益準備金	812
		繰越利益剰余金	22,122
		利益剰余金合計	22,934
		株主資本合計	42,934
		純資産合計	42,934
資産合計	136,250	負債及び純資産合計	136,250

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2024 年(令和 6 年)10 月 1 日から
2025 年(令和 7 年)9 月 30 日まで）

（単位：千円）

区　　分	金額
売上高	366,254
売上原価	309,083
売上総利益	57,171
販売費及び一般管理費	36,874
営業利益	20,297
営業外収益	71
経常利益	20,368
税引前当期純利益	20,368
法人税、住民税及び事業税	7,618
法人税等調整額	△853
当期純利益	13,603

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2024年(令和6年)10月1日から
2025年(令和7年)9月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	20,000	－	392	13,138	13,530	33,530	33,530
当期変動額							
剰余金の配当			420	△4,620	△4,200	△4,200	△4,200
当期純利益				13,603	13,603	13,603	13,603
当期変動額合計		－	420	8,983	9,403	9,403	9,403
当期末残高	20,000	－	812	22,122	22,934	42,934	42,934

(注)記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

定率法を採用しています。

ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法を採用しています。

(2) 貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実積率により、貸倒懸念債権等特定の債権につては、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金の計上基準

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、翌連結会計年度支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、翌連結会計年度支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(5) 退職給付金引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職金規定に基づく期末要支給額により計上しています。

(6) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 受注制作ソフトウエア開発契約

受注制作ソフトウエア開発契約については、ソフトウエア開発の進捗により履行義務が充足されていくものと判断しており、サービスに対する支配が顧客に一定期間にわたり移転する場合には、サービスを顧客に移転する履行義務の充足につれて一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度は、その進捗を合理的に見積ることができる場合、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。なお、ごく短期な請負開発については完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② 受注制作ソフトウエア開発契約以外の役務提供契約

受注制作ソフトウエア開発契約以外の役務提供契約については、履行が完了した部分の対価を顧客から受取る権利を有している場合には、請求する権利を有している金額で収益を認識しております。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

２．株主資本等変動計算書に関する注記

(1)事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 400 株

監 査 報 告 書

私監査役は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

私監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、これらにより、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2025 年 11 月 17 日

株式会社 コムソフト

監査役 槌田　徹　㊞